

土地改良財産他目的使用及び使用料徴収並びに手数料徴収規程

白川土地改良区

第1条 この規程は、定款第4条第2項の規定により本土地球改良区が維持管理する土地改良財産を他の目的に使用させる場合は、電気事業法及び電気通信事業法の法令及びその他特段の定めがあるもののほかは、この規程により使用させるものとする。

(土地改良財産)

第2条 この規程において土地改良財産とは、本土地球改良区が維持管理する道路及び水路並びに、これに附帯する工作物及び敷地をいう。

(申請)

第3条 土地改良財産を他目的に使用とする者は、土地改良財産他目的使用承認申請書(様式第1号、以下「承認申請書」という。)及び土地改良財産他目的使用同意書(様式第2号、以下「同意書」という。)並びに使用目的が浄化槽及び雑排水の排水の場合は、土地改良財産他目的使用誓約書(様式第3号、以下「誓約書」という。)を添えて理事長に提出し承認を受けなければならない。

(同意)

第4条 担当理事及び維持管理組合長は前条の同意書に同意する場合には維持管理組合委員及び関係者等の意見を聴しなければならない。

(承認)

第5条 理事長は、申請が適正と認めた場合は、土地改良財産他目的使用承認書(様式第4号、以下「承認書」という。)を交付する。

2. 理事長は特に必要と認めた場合は、承認書の条件に条項を追加することができる。

(承認期間)

第6条 土地改良財産の他目的使用承認期間は3年を限度とし、承認期間満了後も継続して使用する場合は、土地改良財産他目的使用更新申請書(様式第5号、以下「更新申請書」という。)を提出し承認を受けなければならない。

ただし、個人住宅の浄化槽等の排水及び個人住宅への進入路の場合は、施設の存続する期間とする。

2. 前項の規定に関わらず理事長が、使用目的が公共等に属すると認めた場合には、承認期間を別に定めることができるものとする。

3. 第1項の更新申請書の使用目的が、浄化槽及び雑排水の場合には誓約書を添付しなければならない。

(工事完了届)

第7条 他目的使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、申請に係る工事が完了した場合は、直ちに土地改良財産他目的使用工事完了届(様式第6号以下「完了届」という。)を提出しなければならない。

(承認事項等の変更)

第8条 使用者は、住所及び氏名等に変更が生じた場合、並びにその権利を承継しようとする場合には、速やかに土地改良財産他目的使用名称変更届(様式第7号以下「変更届」という。)を理事長に提出しなければならない。

2. 他目的承認期間において、使用者の都合により使用を中止する場合には、土地改良財産他目的使用中止届(様式第8号、以下「中止届」という。)を理事長に提出しなければならない。

3. 前項の中止届を提出する場合には、使用者の負担により承認中止した土地改良財産は、土地改良区の指示に従い原状に復旧しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 理事長は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用の承認を取り消すことができるものとする。この場合において使用者が損害を受けることがあっても本土地球改良区は、一切その責任を負わないものとする。

(1) 使用の目的に違背したとき。

(2) 使用の条件を守らないとき。

(3) 公害等により組合員等に迷惑又は、維持管理上危険を及ぼす恐れがあると認められたとき。

(4) 本規定に違背して本土地球改良区に不利益な行為があったとき。

(5) 承認した財産が公用又は公共に供する必要が生じたとき。

2. 前項により承認を取消された場合には、使用者の負担により取消された土地改良財産は土地改良区の指示に従い原状に復旧しなければならない。

(手数料)

第10条 土地改良財産他目的使用承認申請に係る手数料は、別表第1に定める額とする。

2. 前項に係る手数料に消費税(地方消費税を含む)を加算する。

3. 前条より徴収した手数料については、現地確認を行う理事及び維持管理組合委員に、1件につき、2,500円を支払うものとする。

4. 理事長は、使用目的が公共等に属すると認めた場合には、手数料を減免することができる。

5. 前項の規定に関わらず理事会が必要と認めた場合には、手数料を減免することができる。

(使用料)

第11条 土地改良財産他目的使用料(以下「使用料」という。)は、別表第2に定める額とする。

2. 前項に係る使用料に消費税(地方消費税を含む)を加算する。

3. 使用承認期間が1年未満の場合は、月割りとする。ただし、使用目的が畑地及び樹園地の防除水又は養魚池等については、承認書の使用期間をもって1年とする。

4. 理事長は、使用目的が公共等に属すると認めた場合には、使用料を減免することができる。

5. 前条の規定に関わらず理事会が必要と認めた場合には、使用料を減免することができる。

6. 別表第2に定めない土地改良財産の使用料については、使用者と協議して定めた額とする。

(使用料の徴収及び返還)

第12条 使用料の徴収は、理事長が発する納入告知書により行うものとし、使用承認期間の使用料を一括前納するものとする。

2. 第8条第2項及び第9条第1項第5号の規定に基づき、中止届又は承認取消しの場合には、前納された使用料を月割りで返還するものとする。ただし、使用目的が畑地及び樹園地の防除水又は養魚池の養魚水等については、年割りで返還するものとする。

また、個人住宅の浄化槽等の排水及び個人住宅への進入路の場合は返還しないものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

2. この規程の改廃は、理事会の議決によってこれを行う。

附則 (平成20年11月4日議決)

1. この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

2. 使用目的が個人住宅の浄化槽等の排水及び個人住宅への進入路の場合で、この改正規程の施行前に承認を受けたもののうち、初回承認が改正規程施行日より10年以前のもは、承認期間満了をもってこの規程によってなされたものとみなす。また、10年未満のものは、初回承認より10年を経過する期間までは従前の規程による。ただし、申出により10年を経過する期間までの残期間の使用料を一括納入することができるものとする。